

一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟 スカウトの進歩及び進級に関する面接委員会設置規程

(目的)

第1条 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規程（以下「教育規程」という。）面接委員会7-40に基づき、一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟（以下「本連盟」という。）は、スカウトの進歩及び進級に関する面接委員会を設置し、スカウト教育の推進を図る。

(面接委員会の設置)

第2条 本連盟は、教育規程の面接委員会7-40に基づき、本連盟に面接委員会を設置する。

(面接の区分)

第3条 富士スカウトの面接については、本連盟で行い、菊スカウト及び隼スカウトの面接については、地区に移管する。

(面接の申請)

第4条 隊長は、スカウトが18歳に達する日以後の最初の3月31日の3カ月前までに、団面接及び地区面接の結果並びに次項に掲げる関係書類の確認を経て、県連盟に提出する。

2 富士スカウト章の認証書類は、次に掲げるものを正副2部提出する。なお、副は、写しとする。

- ① 千葉県連盟の申請書である「富士スカウト面接・認証申請書」
- ② ベンチャープロジェクトの実施記録
- ③ 宗教章の記録、又は信仰に近づくための奉仕活動の記録
- ④ 考査結果通知書、技能章の考査記録、各種レポート、取得した資格を証する写し
- ⑤ その他、面接委員会が必要とする書類

(面接委員会の構成)

第5条 面接委員会の構成は、理事長、県コミッショナー、スカウト委員会担当県副コミッショナー、事務局長及びスカウト委員会委員長とする。

2 理事長は、面接委員会委員長（以下「委員長」という。）となる。

3 委員長に事故あるときは、副理事長が委員長を代行する。

(面接委員会の運営)

第6条 地区の考査を経て提出された、富士スカウト面接・認証申請書類は、事前にスカウト委員会委員長とスカウト委員会担当県副コミッショナーが確認をする。

2 富士スカウト章の課目考査の認証は、面接をもって行う。

3 面接は、本連盟理事会、又は本連盟企画会議開催日に開催する。なお、諸事情により、日程の調整ができない場合は、委員長が日程を決定する。

4 面接の開催日時及び場所について、スカウト委員会委員長が関係者への連絡をする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、本連盟理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は令和7年4月1日から施行する。